

市民的及び政治的権利に関する国際規約に関する

注釈書

自由権規約委員会による規約上の権利の履行状況の監視

ポール・M・テイラー

クイーンズランド大学TC・ベアーン法科大学院上級研究員 兼

オーストラリア国立大学法学部客員フェロー

ケンブリッジ大学出版

甲A82の1 240頁赤線部分

第9条：身体の自由及び安全

甲A82の1 273頁赤線部分

第9条4項：拘禁の合法性について裁判所に不服申立てを行う権利

甲A82の1 276～277頁赤線部分

「自由を奪われたすべての者が裁判所に手続を提起する権利に関する国連基本原則及びガイドライン」は、恣意的拘禁作業部会によって作成されたものであり、第9条に基づく義務を含む各国の国際的義務の履行において各国を導き、当該司法的救済へのアクセスを促進することを目的としている。